平成２６年（フ）第１６号
熊本県荒尾市荒尾2833番地３
債務者　桑平コズエ
1　決定年月日時　平成26年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　斉東　忠男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年７月11日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２６年（フ）第２７号
山口県周南市大字久米915番地、前住所山口県萩市大字山田4711番地20
債務者　善生　五男
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田邉　一隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２６年（フ）第２５号
佐賀県唐津市相知町佐里1071番地３
債務者　青木　　豊
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河野　智幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月22日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２６年（フ）第４９７号
名古屋市中川区中郷１丁目13番地　グリーンハイツ303号、従前の住所名古屋市中川区西日置２丁目13番33号
債務者　大津都貴世
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鋤柄　　司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月７日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成26年７月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１３７号
静岡市葵区昭府２丁目21番７号　サンシャイン片井101号、旧住所静岡市葵区与一５丁目11番８号　イケガヤコーポⅡ101号
債務者　望月　恒幸
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小池　　賢
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月28日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第７０号
群馬県藤岡市藤岡1268番地３
債務者　小林　弘幸
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第１２０号
埼玉県飯能市稲荷町13番13号　インペリアルパレス内沼203、前住所埼玉県飯能市仲町24番16号　桜ビル301
債務者　茂木久美子
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１２１号
埼玉県飯能市稲荷町13番13号　インペリアルパレス内沼203、前住所埼玉県飯能市仲町24番16号　桜ビル301
債務者　茂木　辰樹
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第７５号
愛知県岩倉市東新町仲浦１番地　岩倉団地35棟407号
債務者　塩澤修次郎
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第７４号
愛知県安城市和泉町北本郷155番地６
債務者　三浦　託正
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第９６号
愛知県岡崎市葵町10番地10　ドリーム葵101
債務者　中村　理佐
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１１４４号
堺市中区八田西町３丁７番13号
債務者　岡本　京子
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１４７号
堺市中区辻之1171番地31、前住所堺市西区浜寺諏訪森町中３丁277番地９
債務者　川越　健太
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１５５号
大阪府羽曳野市誉田３丁目７番11号
債務者　田島　佳子
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１６８号
大阪府富田林市津々山台２丁目８番１号301
債務者　細田　孝志
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１９８号
堺市中区八田北町439番地９
債務者　畑中　洋子（旧姓松谷）
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１２号
北海道樺戸郡浦臼町字キナウスナイ186番地の312
債務者　佐々木辰也
1　決定年月日時　平成26年４月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係